

議案第 1 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

下記のとおり議案の提出を請求する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年千代田区
条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「までの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第
817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特
別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事
件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するも
の、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同
法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童そ
の他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並び
に次条第 1 項及び第 3 項並びに第 11 条の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 11 条の 4
第 1 項において同じ。）」を加える。

第 11 条の 2 の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条
第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」
を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求し
た場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。
ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要が
ある場合は、この限りでない。

第 11 条の 4 第 2 項中「配偶者又は 2 親等以内の親族で要介護者であるもの」
を「要介護者」に改める。

第 18 条第 1 項中「その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規
則で定める者で要介護者であるもの」を「要介護者」に改め、同条の次に次の 1

条を加える。

（介護時間）

第 18 条の 2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1 日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 11 条第 1 項中「第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、千代田区教育委員会規則で定める。